

岡山県外の医療機関・助産所 様へ

妊産婦一般健康診査、乳児一般健康診査の実施について（お願い）

岡山県赤磐市では、岡山県外の医療機関または助産所で、妊産婦一般健康診査、乳児一般健康診査を受診される場合、償還払い制度にて対応しております。

お手数ですが、貴院での妊産婦一般健康診査、乳児一般健康診査の受診希望がありましたら、以下のとおり対応していただきますようお願いいたします。

記

1 医療機関でのお取り扱い

妊産婦一般健康診査または乳児一般健康診査を実費で実施したうえで、健康診査受診等証明書に、必要事項（健診結果、健診に要した費用）をご記入いただき、ご本人にお渡してください。

※健康診査受診等証明書は、ご本人が赤磐市に償還払いの申請をする際に必要です。

【参考】償還払いに必要な書類

①妊産婦・乳児一般健康診査費請求書

②健康診査受診等証明書

健診結果および健診費用が記入され、医療機関または助産所の証明印が押されたもの。

③領収書

④未使用の受診票

氏名、住所、生年月日等を記入してください。

※産婦健康診査については、裏面のエジンバラ産後うつ病質問票に記載が必要です。

⑤印鑑（スタンプ式不可）

⑥銀行口座のわかるもの

2 申請先

赤磐市 健康増進課 TEL 086-955-1117

3 助成額

助成金額は、定められた上限額と自己負担をした額を比較して、少ない方の金額となります。助成の上限額は、受診票ごとに決まっており、受診票を使用した場合の公費負担額と同じ金額です。助成の上限額を超えた費用については、自己負担となります。

※助成対象は、それぞれの受診票に記載されている項目のみとなります。記載されていない項目の検査、健康保険適用の診療、妊娠判定のための診察、証明手数料（文書料）などは、償還払いの対象となりません。

4 健康診査の実施時期と健診項目

【妊婦一般健康診査】

時 期	受診票の項目	時 期	受診票の項目
8～12週	第1回・超音波①	30週頃	第8回・超音波③・クラミジア検査
12週頃	第2回	32週頃	第9回
16週頃	第3回	34週頃	第10回 B群溶血性レンサ球菌（GBS）検査
20週頃	第4回・超音波②	36週頃	第11回
24週頃	第5回	37週頃	第12回・超音波④・血液検査②
26週頃	第6回・血液検査①	38週頃	第13回
28週頃	第7回	39週頃	第14回

※第1回目から14回目までの健診項目については、受診票をご覧ください。

【産婦健康診査】

実施回数	健診項目
第1回 第2回	問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）、体重・血圧測定、尿検査（蛋白・糖）、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

- ・第1回は出産後2週間頃、第2回は出産後1か月頃の受診を想定しております。
 - ・健診の実施期間は、**出産後8週間まで**です。この時期を過ぎると、償還払いの対象となりません。
 - ・**全ての健診項目の実施をお願いします。**（実施されていない場合は、助成の対象となりません。）
 - ・エジンバラ産後うつ病質問票については受診票の裏面に様式がありますので、ご使用ください。
（回答部分には、医療機関において保護シールを貼ってください。）
- ※エジンバラ産後うつ病質問票に回答する際には、プライバシーに配慮された場所で記入できるようにご協力をお願いします。合計点数の記入は、貴院をお願いします。
- ・産婦健康診査の結果、支援が必要と判断された場合は、下記まで情報提供をお願いします。

【乳児一般健康診査】

- ・2回分の乳児健康診査の助成を行っています。
- ・受診期限は、1歳の誕生日の前日までです。